

# ケヤキ吹奏楽団 団規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、ケヤキ吹奏楽団 (Keyaki Brass Band) (以下当楽団) を称する。

(事務所)

第2条 当楽団の事務所は、団長宅におく。

## 第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 当楽団は、吹奏楽愛好家が集まり、「仲間を大切に」「音楽に対して真剣に取り組む」ことを理念に持ち「団員の人間性の向上」を図り、地域社会への貢献、芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 当楽団は前条の目的を達するための活動を行う。

(事業年度)

第5条 当楽団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第3章 団員及びエキストラ

(団員資格及び、入団、退団、休団)

第6条 ケヤキ吹奏楽団入団規定の通りとする。

(退団勧奨・除名)

第7条 著しく当楽団や団員の名誉を傷つけたり、著しい団費や協力金の滞納、不利益な行動をするものは、役員が協議のうえ勧告をし、改善の余地が見られない場合は除名、もしくは退団勧奨することができる。

(エキストラ)

第8条 演奏会などの開催については、団員外よりの出演を認め、当楽団からの依頼という前提に成り立つものと定義する。

エキストラの委託や出演については役員会で承認を得るものとする。また、出演料については、役員とその都度協議し決めるものとする。

## 第4章 役員

(役員)

第9条 当楽団は、次の役員をおき役員会は構成される。

- (1) 団長 1名
- (2) 副団長 1名以上
- (3) 会計 1名
- (4) 幹事 1名
- (5) 音楽監督 1名
- (6) マネージャー 1名

(役員会)

第10条 役員会議は月1回以上開催し、原則、役員は全員出席する。日時はマネージャーが決定し、議事進行はマネージャーが主体で進める。ここでは主に団員在籍状況、運営状態の確認や、演奏会などの詳細を議論し決定する。なお、役員が役員会を欠席する場合は、議事進行に支障がないよう調整した上で、各役員に了承を得る。

また、役員同士はお互いに支援することを必須とする。

団員は、意見がある場合は役員に検討依頼事項を伝え、役員会はそれについて協議を行い、結果を団員に伝える。

(団長)

第11条 団長は、本団体を代表し運営における全責任を負い、総括的な監督指導を行い、楽団方針など楽団運営上の事項について最終決済をする。各役員の上、いずれの役員や係りの代行を行うことができる。

(副団長)

第12条 副団長は団長及びマネージャーを補佐し、団長に事故ある時はその代行を務める。  
団員の人事面等、団内の統括指導を行う。  
各役員の上、いずれの役員や係りの代行を行うことが出来る。

(会計)

第13条 会計は本団体の出納事務、金銭管理及び会計報告や演奏会の予算立案等を行う。  
団員名簿に基づき、団費及び、演奏会協力金の徴収を行う。なお、団に必要と認められる場合、会計判断で出納業務を行うこともあるが、その場合は役員への事後報告を必須とする。  
「入団届け」に基づき団員の名簿を作成し、入団届けと合わせて管理する。なお、団員名簿や入団届けは個人情報保護法に基づき厳重に管理する。

(幹事)

第14条 幹事は団内及び、団外の対応調整等を行う。  
(1) 音楽監督や会計と調整の上、練習日時の決定や場所確保、演奏会の会場確保をする。  
(2) 本楽団の事業記録を整理し、議事録を作成し、団員及び、団長に報告する。  
(3) 練習日や活動詳細についての楽団員への諸連絡を行う。  
(4) 練習日や依頼などエキストラへの連絡を行い、エキストラの状況など管理する。

(音楽監督)

第15条 音楽監督は当楽団の常任指揮者を努め、楽団の演奏指導を統括する。  
(1) 楽団をトレーニングし演奏技術の向上に努める。  
(2) 演奏会での指揮者を兼務する。  
(3) 異動や改選や辞任があった場合、後任者の選定や決済を行う。  
(4) 補佐を置いても良い。補佐は原則、正監督者と同等の権限を持つ。  
(5) 選曲を統括し、当楽団の方針及び状況を踏まえた選曲を行う。  
また、選曲に対する意見などは最終決裁を持つ。

(マネージャー)

第16条 マネージャーは当楽団運営・事業がスムーズに行えるように主に以下のことを行う。  
(1) 役員会を開催し、議事録などをもって役員会の議決事項などを団員に報告する。  
(2) 演奏上や当楽団のまとまりを阻害しないよう、団内の風紀を管理・監督する。  
(3) 団員に当楽団の方針などを伝え、各団員が当楽団員としての自覚と行動が遂行できるように綿密にフォローする。

(役員任期)

第17条 役員任期は1年とする。但し再任は妨げられない。

(辞任及び解任)

第18条 役員は役員会に申し出て、その決議をもって辞任することが出来る。  
団員は役員解任を役員会に申請することが出来る。申請を受けた役員会は申請理由を審議し、必要に応じて臨時総会を行い解任をする。  
※ 各役員は、改選や辞任があった場合、活動に滞りが起きないように、後任者もしくは代理(団長)へ円滑に引継ぎを行う。

## 第5章 係

第19条 役員は補佐として次のような係を委嘱することがある。

(企画係)

第20条 企画係は演奏会等の行事を円滑に進めるための演奏会企画立案、運営を行う。

(管理係)

第21条 管理係は、楽器・楽譜等、備品の管理を行う。

(庶務係)

第22条 庶務係は、幹事を補佐し、活動記録等、事務的な業務を行う。

(ホームページ係)

第23条 ホームページ係はホームページ(webサイト、公式掲示板、SNS、公式ブログなど)の運営、管理を行う。

(パートリーダー)

第24条 パートリーダーは楽団状況に応じて設けることが出来、パート内での楽団方針や役員会の向をパート内で浸透させることに努め、連絡や調整を行い、パート内のメンバーの演奏技術の向上を支援する。

- (1) 音楽監督からの指示に基づいた各パート毎の演奏のままとりのフォローに努める。
- (2) メンバーの在籍状況を随時取りまとめ、団長に随時報告する。
- (3) パートメンバーから意見がある場合は、随時取りまとめ役員に報告する。  
役員で協議した結果をメンバーに報告する。

## 第6章 総会

(総会・臨時総会)

第25条 総会は当楽団の最高決議機関とし、全団員によって構成される。

- (1) 総会は年1回の頻度で行う。
- (2) 総会における議長は役員会の推薦によって団長が指名する。
- (3) 臨時総会は団員の2分の1以上より要求があった場合、または役員会が必要と認めた場合に開催することが出来る。

(総会の附議事項)

第26条 総会に附議する事項は次の通りとする。

- (1) 活動計画及び収支予算の決定
- (2) 活動報告及び収支予算の承諾
- (3) 規約の変更、または改正。
- (4) その他、当楽団の運営および活動に関する重要事項

(総会の決議方法及び決議事項について)

第27条 総会は団員の2分の1以上の出席がなければ議会を開くことが出来ない

- (1) 総会の決議は出席団員の過半数をもって行い可否同数の場合は役員会で決定する。
- (2) 所定の様式による委任状により議決権の行使を委任した場合、出席したものとみなす。
- (3) 総会の決議事項を団員は遵守しなければならない。

## 第7章 会計

(会計年度)

第28条 当楽団の会計年度は毎年年度末(3月)とする。

(会計予算)

第29条 活動年度の予算は、次年度開始前までに役員会にて作成し総会の承諾を受けなければならない。当楽団の運営は団費、臨時徴収金、補助金をもってこれにあてる。

(団費)

第30条 団費は次のように定める。

(月額) 一般 2,000円

大学生・専門学校生・高校生(年齢は問わない) 1,000円

但し、各団員の諸事情を考慮し、団長もしくはマネージャーと相談することが出来、分割での納入や遅滞について、団長もしくはマネージャー決裁でそれらが行うことが出来る。入団時は、入団届けの受理された月より納入するものとする。

退団時は、未徴収があれば退団届けを受理した時に納入するものとする。

(臨時徴収)

第31条

①当楽団が発展的な運営・演奏会を開催していく上で、通常の団費だけでは支障をきたすと判断された場合、役員会や楽団総会で諮り、団員から徴収することが出来る。また、臨時徴収は役員会より告知された期日までに支払う。

②演奏会における臨時徴収は、下記期日までに出演を辞退した場合、臨時徴収の減額を受けることができる。

※辞退表明期日と減額の割合

- ・演奏会6ヶ月前(出欠確認締切期日) : 80%減額
- ・演奏会3ヶ月前～5ヶ月前 : 50%減額
- ・演奏会1ヶ月前～2ヶ月前 : 減額無し

ただし、上記の期日で出演辞退を申し出ても、役員会にて理由の妥当性が認められないと判断された場合、臨時徴集の金額は減額しないこととする。

なお、出演辞退を時期に限らず取り消し、出演とした場合は、役員会審議の上、臨時徴収金を全額支払うこととする。

## 第8章 練習

(合奏練習)

第32条 合奏練習の時間効率及び、組織的なまとまりを最優先するために、次の点について留意しなければならない。

(1) 音楽監督及び、指揮者の指示に従い指示内容の実現に努める。

(2) 不満や苦情は合奏中に持ち込まない。

(3) むやみな私語、不規則な音を発したりしないように努める。

(練習日)

第33条 定期練習は、原則として、個人練習日の木曜日と合奏練習日の土曜日もしくは日曜日とする。練習日時及び場所はメーリングリストなどで各自で確認する。

また、本番前などは、定期練習以外に、強化・合宿練習やゲネプロなど練習時間を増やすことがある。

## 第9章 演奏会準備

第34条 演奏会出演者(団員・エキストラ)の人選は、役員会で諮り、音楽監督の了承を必ず得て行う。原則、エキストラは演奏会の開催5か月前までに決定し、団員は3か月前までに決定する。ただし、依頼演奏及び、小規模な演奏会の場合はその限りではない。

また、いかなる本番も出演不可になってしまう場合は速やかに役員まで事由と共に連絡すること。

その際、原則的に出演辞退にかかる経費の負担、及び代理を立てる。

第35条 定期演奏会は、主に、クラシックや吹奏楽オリジナル曲を選曲する。

第36条 フレンドリー・コンサートは、主にポップスや映画音楽などを選曲する。

## 第10章 楽団規約

第37条 楽団規約及びそれに付随する規定などは、必要に応じて1回/年以上見直す。ただし、役員会もしくは楽団総会での了承を条件とする。変更した場合は、速やかに団員に通知する。規約などの内容に疑義が生じた場合は、役員会にて諮り、必要に応じて変更する。

付則 この規約は平成23年10月1日より施行する。

### ・ 改訂履歴

平成26年6月 楽団総会における決議により変更。実態に応じた規約内容に変更。  
改訂概要：役員にマネージャー職を追加。楽団正式名称変更など。

平成26年10月 役員会で協議の後、決議により変更。実態に応じた規約内容に変更。  
改定概要：会計規約(臨時徴収)の減額規定の加筆。

平成28年3月 役員会で協議の後、決議により変更。実態に応じた規約内容に変更。  
改定概要：会計規約(臨時徴収)の減額規定について加筆。  
演奏会準備規約の出演辞退について加筆。  
各種誤字修正。